

## 第三分類事業の判定（スクリーニング）について

第三分類事業を実施しようとする事業者は、その事業を実施することによって、地域の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかについて、知事の判定を受ける必要があります。

事業者が知事に対し書面による届出を行った後、60日以内に判定が行われ、判定の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、知事は事業者に対し、環境影響評価の手続を行う必要がある旨の通知をします。

## 環境影響評価の項目

環境影響評価を行う項目は、事業特性及び地域特性を勘案して、次の1から5のとおりとしました。なお、項目については、必要に応じて追加することができます。

- 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する項目
  - 大気汚染
  - 悪臭
  - 騒音
  - 低周波音
  - 振動
  - 水質汚濁
  - 水象
  - 地盤沈下
  - 土壌汚染
  - 地形・地質
  - 日照阻害
- 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する項目
  - 植物
  - 動物
  - 生態系
- 人と自然との豊かな触れ合いに関する項目
  - 景観・風景
  - 人と自然との触れ合いの活動の場
- 環境への負荷に関する項目
  - 廃棄物・発生土
  - 大気汚染物質・水質汚濁物質
  - 温室効果ガス等
- 一般環境中の放射性物質に関する項目
  - 放射線の量

問い合わせ先

山梨県森林環境部大気水質保全課  
環境影響評価担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL 055-223-1513

URL <https://www.pref.yamanashi.jp>



## 対象事業種類規模一覧（概要）

法例番号	事業の種類	環境影響評価法		第二分類事業	第三分類事業	
		第一種事業	第二種事業			
1	道路の新設及び改築の事業	新設 高速道路	新設 全事業を第一種事業として対象	—	—	
		改築 車線数の増加部分1km以上	改築 4車線以上の増加部分1km以上	法の対象外	○	
		新設 首都高速道路等	新設 4車線以上の増加部分1km以上	法の対象外	○	
		改築 一般国道等（国・県・市町村道）	新設 4車線以上かつ10km以上（国道）	4車線以上かつ7.5km以上（国道）	4車線以上かつ6km以上、又は2車線以上かつ10km以上	2車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上
		改築 農業用道路	改築 改築後4車線以上かつ10km以上	改築後4車線以上かつ7.5km以上	改築後4車線以上かつ6km以上、又は2車線以上かつ10km以上	改築後4車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上
		改築 幅員5.5m以上かつ10km以上	幅員2.75m以上増加（増加後幅員5.5m以上）	幅員5.5m以上かつ10km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上
		改築 幅員2.75m以上増加（増加後幅員5.5m以上）	幅員5.5m以上かつ10km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上
		改築 大規模林道	新設 幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上	幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ8km以上
		改築 林道	新設 幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ8km以上
		改築 幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ8km以上	幅員4m以上かつ8km以上
2	ダム・堤及び放水路の新築及び改築の事業	新設 貯水（貯水）面積100ha以上	貯水（貯水）面積100ha以上	貯水（貯水）面積75ha以上	貯水（貯水）面積40ha以上	
		新設 湖沼水位調節施設	貯水（貯水）面積100ha以上	貯水（貯水）面積75ha以上	貯水（貯水）面積40ha以上	貯水（貯水）面積30ha以上
3	鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	新設 普通鉄道	建設 10km以上	7.5km以上	5km以上	
		改築 普通鉄道	改築 改良部分10km以上	改良部分7.5km以上	改良部分5km以上	改良部分5km以上
		改築 新設軌道	改築 改良部分10km以上	改良部分7.5km以上	改良部分5km以上	改良部分5km以上
4	飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	新設 飛行場	新設 2,500m以上	1,875m以上	法の第一種、第二種以外のもの	
		改築 飛行場	改築 500m以上延長（延長後2,500m以上に限る）	375m以上延長（延長後1,875m以上に限る）	375m以上延長（第一種、第二種以外）	救急活動用等を除く陸上ヘリポート
5	電気工作物の設置又は変更の工事の事業	設置 水力発電所（下段：発電事業者かつ大規模ダム新築等を伴う場合）	設置 出力30,000kW以上	出力22,500kW以上	出力10,000kW以上	出力8,000kW以上
		改築 水力発電所	改築 出力22,500kW以上	法の対象外	法の対象外	法の対象外
		改築 出力30,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力22,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力8,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力8,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		改築 出力22,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力22,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力8,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力8,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		改築 出力150,000kW以上	改築 出力112,500kW以上	改築 出力20,000kW以上	改築 出力16,000kW以上	改築 出力16,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		改築 出力150,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力112,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力20,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力16,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力16,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		改築 火力発電所	改築 出力150,000kW以上	改築 出力112,500kW以上	改築 出力20,000kW以上	改築 出力16,000kW以上
		改築 出力150,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力112,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力20,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力16,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力16,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更
		改築 火力発電所（地熱を利用するもの）	改築 出力10,000kW以上	改築 出力7,500kW以上	改築 出力7,500kW以上	改築 出力7,500kW以上
		改築 出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更
改築 原子力発電所	改築 全事業を第一種事業として対象	改築 全事業を第一種事業として対象	改築 全事業を第一種事業として対象	改築 全事業を第一種事業として対象		
改築 発電設備の新設を伴う変更	改築 発電設備の新設を伴う変更	改築 発電設備の新設を伴う変更	改築 発電設備の新設を伴う変更	改築 発電設備の新設を伴う変更		
改築 太陽電池発電所	改築 出力40,000kW以上	改築 出力30,000kW以上	改築 出力30,000kW以上	改築 出力30,000kW以上		
改築 出力40,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力30,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力30,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力30,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力30,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更		
改築 風力発電所	改築 出力10,000kW以上	改築 出力7,500kW以上	改築 出力7,500kW以上	改築 出力7,500kW以上		
改築 出力10,000kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更	改築 出力7,500kW以上の発電設備の新設を伴う変更		
改築 送電線路	改築 電圧170,000V以上	改築 送電線路の変更（3km以上に限る）	改築 送電線路の変更（3km以上に限る）	改築 送電線路の変更（3km以上に限る）		
改築 埋立処分面積30ha以上	改築 埋立処分面積100ha以上	改築 埋立処分面積25ha以上	改築 埋立処分面積10ha以上	改築 埋立処分面積10ha以上		
6	廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	改築 一般・産業廃棄物最終処分場	改築 埋立処分面積30ha以上	改築 埋立処分面積25ha以上	改築 埋立処分面積10ha以上	
		改築 一般・産業廃棄物最終処分場	改築 埋立処分面積30ha以上増加	改築 埋立処分面積25ha以上増加	改築 埋立処分面積10ha以上増加	
		改築 ごみ焼却施設	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上
		改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上	
改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上増加	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上増加	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上増加	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上増加	改築 1日当たりの処理能力の合計が100t以上増加		
改築 産業廃棄物の焼却施設	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上		
改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加	改築 1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加		
7	公有水面の埋立及び干拓の事業	埋立干拓区域50haを超える	埋立干拓区域40ha以上	埋立干拓区域20ha以上	埋立干拓区域10ha以上	
8	土地区域画整理事業	施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積60ha以上	施工区域面積50ha以上	
9	住宅団地の造成事業	施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上	
10	工業団地の造成事業	施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上	
11	都市基盤の整備事業	施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上	
12	流通業務団地の造成事業	施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上	
13	宅地の造成事業	造成面積100ha以上	造成面積75ha以上	造成面積30ha以上	造成面積15ha以上	
		造成面積100ha以上	造成面積75ha以上	造成面積30ha以上	造成面積15ha以上	
13	下水道終末処理場の建設事業	新設 敷地の面積が10ha以上又は計画処理人口が10万人以上	敷地の面積が9ha以上又は計画処理人口が9万人以上	敷地の面積が5ha以上又は計画処理人口が5万人以上	敷地の面積が5ha以上又は計画処理人口が5万人以上	
		敷地の面積が10ha以上増加又は計画処理人口が10万人以上増加	敷地の面積が9ha以上増加又は計画処理人口が9万人以上増加	敷地の面積が5ha以上増加又は計画処理人口が5万人以上増加	敷地の面積が5ha以上増加又は計画処理人口が5万人以上増加	
14	土石又は砂利の採取事業	事業の用に供する区域面積20ha以上	事業の用に供する区域面積10ha以上	事業の用に供する区域面積10ha以上	事業の用に供する区域面積10ha以上	
15	墓地又は墓園の造成事業	敷地の面積が20ha以上	敷地の面積が10ha以上	敷地の面積が10ha以上	敷地の面積が10ha以上	
16	学校用地の造成事業	敷地の面積が30ha以上	敷地の面積が15ha以上	敷地の面積が15ha以上	敷地の面積が15ha以上	
17	レクリエーション施設の設置及びその用地の造成事業	敷地の面積が50ha以上	敷地の面積が25ha以上	敷地の面積が25ha以上	敷地の面積が25ha以上	
		敷地の面積が50ha以上	敷地の面積が25ha以上	敷地の面積が25ha以上	敷地の面積が25ha以上	
18	工場又は事業場の建設事業	1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が6,000kg以上、又は1日当たりの排水量が10,000立方メートル以上	1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が6,000kg以上、又は1日当たりの排水量が10,000立方メートル以上	1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が6,000kg以上、又は1日当たりの排水量が10,000立方メートル以上	1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が6,000kg以上、又は1日当たりの排水量が10,000立方メートル以上	
19	その他の施行規則第四条で定める事業	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上	施工区域面積15ha以上	施工区域面積15ha以上	

（注）1.環境影響評価法の第一種事業、第二種事業欄が「空白」の事業は、本県独自の対象事業。 2.「○」部分は、環境影響評価法の「第一種事業」が総ての規模を対象。 3.「○」部分は、環境影響評価法例では設定しないこととした部分。

## 山梨県の

# 環境アセスメント制度



## 山梨県の環境アセスメント制度

環境影響評価制度は、環境影響評価法（以下「法」）による手続と、山梨県環境影響評価条例（以下「条例」）による手続があります。

本県では、条例における独自の手続として次のことを定めており、法による手続と比較すると細かな制度になっています。

- 環境影響評価方法書・環境影響評価準備書段階における公聴会の開催
- 事業（工事）の実施中に行った調査等に係る中間報告手続や実施後（供用開始後）に行った調査等に係る完了報告手続の実施
- 法では対象としない種類・規模の事業の対象化

なお、条例では法の対象事業についても、本県独自の対象事業と同様に公聴会や事後調査等の手続を定めています。

事業の実施に係る環境の保全について適切な配慮がなされ、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保という条例の目的は、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で「役割」をしっかりと担っていくことにより達成されるものです。

## 環境影響評価制度の対象となる事業

条例に基づく環境影響評価の対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等など法で定めた13種類（港湾計画を除く）の事業に、下水道終末処理場、レクリエーション施設、工場や事業場など、本県が独自に定めた7種類の事業を加えた19種類の事業（宅地の造成の事業が法と条例で重複）です。

このうち条例では、事業規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして、環境アセスメント手続を行うことが義務付けられている「第一分類事業」及び「第二分類事業」、事業内容や地域の自然的社会的状況等を考慮し、環境アセスメントの手続を実施するかどうか知事が判定（スクリーニング）を行う「第三分類事業」と定めています。

### 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業\*を実施しようとする事業者が、その実施に先立ち、現在の環境を調査する中で事業の実施に伴って生ずる環境に及ぼす影響について予測し、住民等や行政機関から意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映させ、事業が環境の保全に十分配慮して行われるようにすることを目的とした制度です。

\*法律及び条例で定めた事業（対象事業種類規模一覧（概要）参照）

## 山梨県

第一分類事業：法の第二種事業のうち、許認可等を持つ大臣が法の環境アセスメントの手続は不要と判断した事業（必ず条例に基づく環境アセスメントを実施）
第二分類事業：山梨県が独自に定めた事業（必ず条例に基づく環境アセスメントを実施）
第三分類事業：第二分類事業の50%～80%の規模の事業であって、知事が環境アセスメントの手続が必要かどうかの判断を行う事業（判定により環境アセスメントを実施） （具体的な事業の種類及び規模は、対象事業種類規模一覧（概要）のとおりです。）